



Vol.35 / 2022年秋季号

おばちゃん通信

発行:おばたさおり/横須賀市池上 2-14-1 田中ビル 01/TEL:080-1161-4031

令和4年9月定例議会では決算審査が行われました。一般会計及び特別会計の歳出決算額は2837億4936万円(うち一般会計1756億7989万円)です。歳出の41.1%を占めるのが生活保護や福祉に関する民生費で、次いで土木費(11.4%)、総務費(10.2%)、教育費(10.1%)、公債費(9.3%)となっています。

【福祉の総合相談窓口(通称:ほっとかん)】

高齢、障害、児童、生活福祉と縦割りになりがちな相談をまるごと受け止め、制度の狭間に落とさない、家族の課題を丸ごと受け止めるために創設されたのが「ほっとかん」です。令和3年度の相談件数は延べ9626件。高齢化に伴う相談が多かったようですが、これまでより、ダブルケア(育児と介護の両立)や8050問題(80代の親と長年ひきこもる50代の子ども)の相談が増えたとのことです。課題解決までには専門職との連携や、地域の相談機関である地域包括支援センターや障害者相談サポートセンターとも連携しているとのこと。「断らない

相談支援」は、まず受け止める第一歩として大切です。そこから社会にある様々な資源や、活動されている団体とも連携しながら相談してきた内容が解決できる道筋を作ってほしいと思います。また、相談業務を続ける中で、複数の方から同じような相談があった場合、仕組みとして解決した方がいいものなどが見つかるかもしれません。そうした際には仕組み化していくことも必要だと感じているので、担当課には今後、相談内容の分析にも取り組んで欲しいと思います。



【養育費確保支援事業】ひとり親家庭がきちんと養育費を受け取って経済的に自立し、その子どもたちが健やかに育つことができるように、養育費確保支援事業として、弁護士による法律相談、養育費に関する公正証書等作成補助、養育費保証促進補助が行われています。令和2年度から法律相談の時間を長くしたこと、補助事業を開始したことなどから相談件数が大幅に増えているとのこと。担当課(民生局こども家庭支援センターこども給付課自立支援担当)は、制度の周知は進んでいるものの、離婚を考えている両者が経済的な話をや

り取りすることの難しさがあり、公正証書等(強制執行認諾付き)作成のハードルの高さを感じているとのこと。当事者同士のやり取りで養育費を決めることが難しい人たちのため、他自治体では、ADR(裁判外紛争解決手続)利用補助を行っているところもありますが、横須賀市ではまだそうした補助の検討はしていないようです。離婚届に養育費に関するチェック欄があるのですが、その活用もされていないとのことでした。養育費を受け取っていない人を一人でも減らしていくためにできることを、今後も提案していきたいと思います。

【学童クラブの公設化について】現在市内に学童クラブは78あり、うち公設の学童クラブは2つです。学童クラブの公設化については今後運営上の課題に直面しているところから相談があった場合に協議を進めていくとのこと。子どもの放課後の居場所として本市には「放課後こども教室」もあります。放課後こども教室と学童クラブの2階建て方式で事業を実施することで、運営側の負担は減り、利用料の低減につなげられる可能性が大きいと考えています。2階建て方式の運営について、まずはモデルとして行い、その運営コストについて示して欲しいと思います。

【一般質問報告① 誰一人取り残さない包括的な支援体制の構築について】



2021年4月に社会福祉法が改正され、地域共生社会の実現を目指す自治体を支えるために、「重層的支援体制整備事業」が始まりました。厚労省の定義

する重層的支援体制整備事業とは、“市町村において、既存の相談支援等の取り組みを活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する「相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施する事業”です。その大きな特徴は、この事業を実施する市町村に対して、子ども、高齢、障害、生活困窮といった分野別の縦割りではなく、相談・地域づくり関連事業に係る補助等について一体的に執行できるよう、厚労省から交付金が交付されることです。つまり、自分たちの自治体において「オーダーメイド」の福祉事業を行うことができるのです。本市においても「重層的支援体制整備事業」を始めてはどうか質問したところ、福祉の総合相談窓口を設置したことにより、複合的で

複雑な相談が多いことがわかったので、重層的支援体制整備事業についても活用を検討しているとのことでした。

高齢者の相談先として地域包括支援センターが市内に12カ所あり、障害者の相談先としては障害者相談サポートセンターが市内に5カ所あります。これらの事業は市が委託し、社会福祉法人などが運営しています。相談支援は一度の相談で終わるわけではなく、伴走していくことも多くあります。今回質問にあたり、実際に事業を受託している法人の方々にも話を伺いました。市長に、「持続可能な在り方を検討し、委託金について一度見直してはどうか」と提案したところ、地域包括支援センターの委託費について、配置人員の計算方法の見直し検討や、書類上だけではなく、きちんと法人と話をしていくこと、障害者相談サポートセンターについては、近年の相談数の増加による運営の厳しさを把握しているので相談員の増員も含めて検討する旨の答弁をいただきました。今後どのように検討し、見直しをしたのか、しっかりとチェックしていきたいと思います。

【一般報告② ヤングケアラーへの支援策について】

本年7月、横須賀市子どもの権利を守る条例が施行されました。子どもが安心して生きる権利、自ら守り、守られ、育まれる権利など、子どもが子どもらしく生きるための権利が条例という形で明文化され、市民に示されました。子どもの権利の保障については、もちろんこれまでも市として取り組んできたことではあると思いますが、改めて「子どもの権利が保障されているか」という視点に立ってこれまでの事業等を見直す機会となると考えています。そこで子どもの権利を保障する観点からヤングケアラーの支援について質問しました。ヘルパー派遣補助や、家事代行サービスの補助など、ケア

を担っている子どもたちの実際のケア負担を減らすための支援策の構築について質問したところ、市長は「家族のケアを家族がすることを当たり前で済ませず、子どもの権利が侵害されていないか、という視点で、ケアの必要な人を福祉につなぐことで子どもの不安を解消していく。」と答弁されました。

ケアをする人への支援は、既存制度では行いにくい中で、ケアを担う子ども自身へのケアをどうするのかについて今回質問しました。ケアを担う子どもへの支援と家族全体への支援に取り組んで欲しいと考えています。

私が所属している会派「よこすか未来会議」は、来年度予算での反映を目指し、市長へ政策提言を提出しました。私たちは定期的に市民の皆様の声聴く会を開催しています。また、市内で活動されている方々から意見を伺い、それらも提言に反映しています。最近では同じ会派の永井まさと副議長とともに学童クラブや福祉サービス事業所、社会福祉協議会などを視察させていただき、現場での取り組みや、課題などについてご意見を伺いました。会派のマニフェスト・政策提言は、HPに載せています。 HPはこちらからどうぞ→



おばたさおりプロフィール インターンにご興味ある方はお問い合わせください。またご意見・質問などは下記連絡先へ。

1985年10月3日生まれ。平作小、池上中、横浜市立金沢高校卒業。UCLA政治学部卒業。学習塾、フリースペース勤務を経験。2015年横須賀市議会議員選挙にて初当選。移動事務所:080-1161-4031または info@obatasori.com